

防火管理制度について

消防法では、特に多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物は防火管理者を選任し、防火管理業務を実施しなければなりません。

なお、防火管理者を選任していない場合は、消防長が選任命令（消防法第8条第3項）を出し、当該命令に違反して防火管理者を定めない場合には、6月以下の懲役又は、50万円以下の罰金に処せられます（消防法第42条）。

また、防火管理者を定めても届出を怠った場合は、30万円以下の罰金又は拘留に処せられます（消防法第44条）。

防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、火災の発生危険や火災が発生した場合の人命危険などを考慮し、その用途区分に応じて、収容人員や防火対象物の種別により、次のように分けられています。

特定防火対象物で収容人員が10人以上のもの

項別区分	防火対象物	防火対象物の用途
6項 ロ	甲種	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等

特定防火対象物で収容人員が30人以上のもの

項別区分		防火対象物		防火対象物の用途
		甲種	乙種	
1項	イ	300 ㎡以上	300 ㎡未満	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ			公会堂、地区集会場
2項	イ			キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ			遊技場、ダンスホール
	ハ			性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ			カラオケボックス等
3項	イ			待合、料理店等
	ロ			飲食店
4項				百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場
5項	イ			旅館、ホテル、宿泊所
6項	イ			病院、診療所、助産所
	ハ			老人デイサービスセンター、児童擁護施設等
	ニ			幼稚園、特別支援学校
9項	イ			蒸気浴場、熱気浴場等
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に前各項の用途部分を含むもの		
16項の2		地下街		

特定防火対象物とは、上記用途に掲げる防火対象物をいいます。

非特定防火対象物で収容人員が50人以上のもの

項別区分	防火対象物		防火対象物の用途
	甲種	乙種	
5項	500 ㎡以上	500 ㎡未満	寄宿舍、下宿、共同住宅
7項			小学校、中学校、高等学校、各種学校等
8項			図書館、博物館、美術館等
9項			公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場を除く）
10項			車両の停車場、船舶又は航空機の発着場
11項			神社、寺院、教会
12項			工場、作業場
13項			映画スタジオ、テレビスタジオ
14項			自動車車庫、駐車場
15項			航空機の格納庫
16項			倉庫
17項			事務所等（1項から14項までに該当しない事業所）
			複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの。
			重要文化財、重要美術館

非特定防火対象物とは、上記用途に掲げる防火対象物をいいます。

【表の見方】

防火対象物の用途、延べ面積及び収容人員を照らし合わせ、それぞれ該当する区分が甲種防火対象物となった場合は、「甲種防火管理新規講習」、乙種防火対象物となった場合は、「乙種防火管理講習」をそれぞれ受講してください。

防火対象物の用途が、「6項口」となる場合は、面積に関係なく、収容人員10人以上となった場合、甲種防火管理新規講習を受講してください。

【例】

- 地区集会場（1項口）で収容人員が30人以上、延べ面積300㎡未満の場合
→乙種防火対象物となるため、乙種防火管理講習を受講してください。
- 飲食店（3項口）で収容人員が30人以上、延べ面積が300㎡以上の場合
→甲種防火対象物となるため、甲種防火管理新規講習を受講してください。
- 工場（12項イ）で収容人員が50人以上、延べ面積が500㎡以上の場合
→甲種防火対象物となるため、甲種防火管理新規講習を受講してください。